

公共工事における入札制度の概要【令和6年4月以降】

(1) 工事

	【農林水産部・土木部】				【その他の部局】		
	通常工事 (復興工事・災害復旧工事以外)	復興工事 (津波被災地の復興工事)	災害復旧工事 (災害査定を受けて発注する災害復旧工事)				
27億2千万円	一般競争入札(27億2千万円以上/WTO案件) ※評価項目は、「施工計画の適切性」、「技術提案」に限定						
5億円	条件付一般競争入札(250万円超~27億2千万円未満)						
1億円	総合評価方式(標準型) 【注1】						
5,000万円	総合評価方式(簡易型) 【注1、注2】		総合評価方式	総合評価方式		◆予定価格が3千万円以上の発注案件は、左記内容に従い総合評価方式で実施	
3,000万円	総合評価方式(特別簡易型) 【注1、注2】		※左記(通常工事)と同じ	★次の場合は適用不可 ・地域要件が設定されていない(=全国要件)発注種別【注2】 ・要綱別記3「特殊な工法又は技術的難易度が高い・・・要件」を設定する工事			
250万円	地域の守り手育成型方式【試行】 【注3】	総合評価方式(地域密着型)	総合評価方式(特別簡易型) 【注1、2、4】	価格競争 【注5】	※左記(通常工事)と同じ	※左記(通常工事)又は復旧型を選択可。	◆予定価格が3千万円未満の発注案件は、総合評価方式の地域密着型での実施を優先し、必要に応じて他の入札方式で実施
	地域の守り手育成型方式 〔 地域密着型 共通 〕 一般土木工事・舗装工事・建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事						
	随意契約(250万円以下)						

(2) 業務委託

入札方式		
2億7千万円以上の委託業務について、業務の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。		
<p style="text-align: center;">指名競争入札</p> <p>※最低制限価格を設定</p> <p>有資格者名簿の中から事前に業者を選考して指名通知を行い、指定の日時場所に参集してもらい持参入札又は電子入札により入札を行う。 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の者を落札者とする方式</p>	<p style="text-align: center;">条件付一般競争入札 (平成20年4月1日～)</p> <p>※最低制限価格を設定</p> <p>2億7千万円未満(ただし、随意契約によるものを除く。)の業務委託について、建設コンサルタント登録・登録部門、企業の同種又は類似業務の実績、企業の同規模業務の実績、配置予定技術者の資格などの条件を付して公告し、郵便入札又は電子入札により入札を行い、開札後、事後審査により資格を確認し、落札者を決定する方式。</p>	<p style="text-align: center;">総合評価方式 (平成21年1月20日～)</p> <p>※低入札調査基準価格を設定</p> <p>価格のほかに、企業や技術者の技術力等を評価し、技術と価格の両面から最も優れた者を落札者とする方式</p> <p style="text-align: center;">【標準型】</p> <p>業務実施手順や工程計画等実施計画の適切性に関する評価及び簡易型の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価する。</p> <p style="text-align: center;">【簡易型】</p> <p>「提案型」又は「技術者型」</p> <p>企業及び配置技術者の技術力、企業の地域社会に対する貢献や業務実施手順等を評価項目として、それらの評価と入札価格とを総合的に評価する。</p>